平成２１年（フ）第１９２号
新潟県長岡市中貫町１丁目２番地15、申立前の住所新潟県長岡市大口389番地28
破産者　小川　敏子
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
静岡県袋井市高尾1689番地の９、破産手続開始決定時の住所静岡県袋井市川井55番地
破産者　木野　武行
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
静岡県袋井市田町２丁目９番地の３
破産者　木野　知武
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４６５号
静岡県浜松市東区天龍川町545番地の２　県営天竜川団地Ｉ―404
破産者　タニグチ　マルコス　マサオ　カミカタ
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第５０９号
大津市赤尾町４番58号
破産者　福本　義浩
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６１１号
大津市三井寺町８番18号　銭政ハイツ１Ｆ右、開始決定時の住所大津市下阪本６丁目９番15号
破産者　今江　　猛
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２号
大津市大平２丁目31番１―504号
破産者　澁谷　武蔵
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１７３６号
大阪府大東市谷川２丁目８番６号
破産者　大森　英克
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８３６号
京都市伏見区桃山町伊賀69―５　桃山ホームプラザ204号、開始決定時の住所京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町558番地の１
破産者　杉本　　明
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２４号
鳥取県鳥取市滝山422番地６　雇用促進住宅３―407号
破産者　原　　克己
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９４号
山口市吉敷上東１丁目15番12号
破産者　波多野節子
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１０３号
福岡県直方市大字下境3910番地４
破産者　小鶴彌十郎
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第２６０号
長崎県長崎市坂本３丁目10番26号
破産者　岡田　正弘
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第８９２号
大分県別府市上田の湯町３番３号　コーポＴＯＹＯ202号
破産者　横山　　茂
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３９２号
鹿児島県鹿児島市武２丁目13―18Ｋ＆Ｈ101号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市吉野町9701番地４
破産者　大野　康広
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第５３号
兵庫県豊岡市但東町出合200番地
破産者　有限会社但伸
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第３６号
千葉県夷隅郡御宿町久保1800番地27
破産者　岩瀬　拓弥
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１３２２号
名古屋市東区東外堀町３番地
破産者　有限会社功和測量設計
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３８４号
名古屋市中区新栄１丁目24番地28号
破産者　有限会社共益社
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部